

## 設置の趣旨等を記載した書類 別添資料

### 【目次】

- 資料 1 近県の主な大学院の状況
- 資料 2 関西医療大学大学院 保健医療学研究科（志願者・入学者・修了者）
- 資料 3 関西医療大学大学院修了生の博士課程への進学者数
- 資料 4 関西医療大学大学院 保健医療研究学科 保健医療学専攻 博士後期課程  
カリキュラムマップ
- 資料 5 大学院履修および試験等に関する規程（案）
- 資料 6 学位規程（案）
- 資料 7 研究倫理指針
- 資料 8 研究倫理審査委員会規程
- 資料 9 動物実験規程
- 資料 10 動物実験委員会規程
- 資料 11 学位論文に係る評価基準(案)
- 資料 12 博士論文作成に係る日程
- 資料 13 学位授与までの流れ
- 資料 14 教員の年齢構成と定年規定との関係について
- 資料 15 就業規則
- 資料 16 研究員・研修員規程

## 近県の主な大学院の状況

大学名	研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	修了単位
森ノ宮医療大学 (大阪府)	保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	6	12	
		医療科学専攻	博士後期課程	2	6	22単位
畿央大学 (奈良県)	健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	20	40	
			博士後期課程	5	15	12単位
明治国際医療大学 (京都府)	鍼灸学研究科	鍼灸学専攻	修士課程	4	8	
			博士後期課程	4	12	12単位
	保健医療学研究科	臨床鍼灸学専攻	修士課程	8	16	
		柔道整復学専攻	修士課程	4	8	
京都橘大学 (京都府)	健康科学研究科	健康科学専攻	博士前期課程	12	24	
			博士後期課程	3	9	14単位
鈴鹿医療科学大学 (三重県)	医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	30	60	
			博士後期課程	5	15	20単位

関西医療大学大学院 保健医療学研究科（志願者・入学者・修了者）

修了年度	志願者 (人)	入学者数 (人)	修了者数 (人)	備 考
平成19年度（2007）	14	12	-	保健医療学研究科 鍼灸学専攻 開設
平成20年度（2008）	8	5	9	
平成21年度（2009）	9	8	6	
平成22年度（2010）	6	4	9	
平成23年度（2011）	10	10	4	保健医療学研究科 保健医療学専攻 開設
平成24年度（2012）	8	8	10	
平成25年度（2013）	7	7	7	
平成26年度（2014）	8	8	5	
平成27年度（2015）	5	5	8	
平成28年度（2016）	9	8	5	
平成29年度（2017）	10	10	8	
平成30年度（2018）	7	7	8	
令和元年度（2019）	14	13	8	
令和2年度（2020）	8	8	13	
令和3年度（2021）	14	13	8	
令和4年度（2022）	7	7	12	
計	144	133	120	

## 関西医療大学大学院修了生の博士課程への進学者数

大学院名称	進学者数(人)
金沢大学大学院	4
三重大学大学院	1
青森県立保健大学大学院	4
日本医科大学大学院	1
鈴鹿医療科学大学大学院	1
総 数	11

関西医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程 カリキュラムマップ

**保健医療学研究科のカリキュラム・ポリシー**  
**〔教育課程編成・実施の方針〕**

関西医療大学大学院博士後期課程は、教育課程の中に保健医療や医療倫理に関する幅広い深い知識を涵養する共通教育科目、保健医療学分野における主導的専門家となり得る高度で先進的な技法と知見を学ぶ専門教育科目、ならびに主体的な研究実践力と研究成果の発信力を修得する特別研究科目を体系的に配置して、次世代の保健医療分野を牽引するリーダーに求められる次の資質と能力を養成する。 (●印は必修科目)

- 1 先進的保健医療に関わる複雑な状況に対処しうる判断力と倫理的行動力
- 2 深い学識と広い視野に基づく高度な情報収集・調査能力と課題発見力
- 3 保健医療分野の主導的指導者となり得る最新の専門知識・技術とその実践力
- 4 科学的手法と論理的分析に基づく優れた研究実践力と課題解決力
- 5 専門分野を含む学際的研究領域において国際的水準で議論できる討論力
- 6 研究成果を世界に向けて発信し、保健医療学分野を牽引する情報発信力

区分	1年次配当科目		2年次配当科目		3年次配当科目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	科目	科目	科目	科目	科目	科目
共通教育科目	●保健医療研究方法特論Ⅰ					
	●保健医療研究方法特論Ⅱ					
専門教育科目		保健医療科学基盤講義Ⅰ 保健医療科学基盤講義Ⅱ 保健医療科学基盤講義Ⅲ				
		保健医療科学実践演習Ⅰ 保健医療科学実践演習Ⅱ 保健医療科学実践演習Ⅲ				
		保健医療技術開発学基盤講義Ⅰ 保健医療技術開発学基盤講義Ⅱ 保健医療技術開発学基盤講義Ⅲ				
		保健医療技術開発学実践演習Ⅰ 保健医療技術開発学実践演習Ⅱ 保健医療技術開発学実践演習Ⅲ				
		保健医療技術開発学臨床演習Ⅰ 保健医療技術開発学臨床演習Ⅱ 保健医療技術開発学臨床演習Ⅲ				
特別研究科目	●特別研究科目Ⅰ	●特別研究科目Ⅰ				
			●特別研究科目Ⅱ	●特別研究科目Ⅱ		
					●特別研究科目Ⅲ	●特別研究科目Ⅲ

【取得できる学位】博士(保健医療学)

## 大学院履修および試験等に関する規程(案)

## (目 的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学大学院学則(以下「学則」という。)に基づき、本大学院における授業科目の履修方法及び単位認定に関して、必要な事項を定める。

## (授業科目の開設等)

第 2 条 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

- 2 各年次ともその年次において、開講する授業科目、単位数、担当教員および時間割は、学年の始めに決定し、発表する。

## (履 修 願)

第 3 条 学生は、選択科目である専門教育科目からあらかじめ、履修しようとする科目を選択し、毎学年4月の定められた日までに所定の履修願を教学部教務課(以下「教務課」という。)に提出しなければならない。

- 2 一旦第1項に定める手続きがなされた後の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

## (履修の条件)

第 4 条 学生は、原則として、学則別表第1及び別表第2(授業科目)に従い、その年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

## (単位授与)

第 5 条 学則第29条に基づき、第2条に定める授業科目の講義、演習、または実習を履修し、試験に合格したものに所定の単位を与える。

## (成績の評価)

第 6 条 前条により単位を授与された科目の成績の評価は、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDとし、C以上を合格とする。

- 2 2学期にわたる授業科目については、各学期に取得した点数の平均点をもって、その成績とする。

## (試 験)

第 7 条 試験は、定期試験、追試験、再試験とする。

- 2 試験は、試験科目および期間または期日を定めて行う。

## (受験要件)

第 8 条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受ける授業科目について、第3条第1項の手続きをしていないとき。
  - (2) 試験を受けようとする授業科目の授業時間数の3分の1以上を欠席しているとき。ただし、実習および演習については、5分の1以上欠席しているとき。
  - (3) 授業料等の学費を滞納しているとき。
  - (4) 学則第46条に規定する懲戒処分を現に受けているとき。
- 2 試験において、不正行為があった場合、それまでの当該試験期間中に行われた試験は無効とし、以後の試験は受験させない。

## (試験欠席届)

第 9 条 病気その他、正当な理由で試験を受けることのできない学生は、あらかじめ、医師の診断書または理由書を添えて、速やかに試験欠席届を教務課に提出しなければならない。ただし、やむを得ぬ事情がある場合は、当該授業科目の試験日から1週間その提出を猶予する。

## (定期試験)

第10条 定期試験は、学期ごとに授業科目について、1回以上行う。ただし、授業科目により、平常の成績またはレポートの提出をもって、試験に代えることができる。

## (レポート)

第11条 前条のレポート提出については、次のとおりとする。

- (1) レポートの課題、様式、提出期限およびその他の注意事項については、教務課が掲示によって指示する。
- (2) 前条のただし書のレポートを定められた期日までに提出しなかった者は、当該科目を棄権したものとみなす。
- (3) 第8条第1項の規定により、受験資格を失った者のレポートは、これを受理しない。

## (追 試 験)

第12条 病気、その他の理由で定期試験を受けることができず、第9条に定める手続きを行ったものに対し、追

試験を行う。

- 2 追試験を受けようとする学生は、所定の願を教務課に提出しなければならない。
- 3 第1項に定める追試験には、第10条のただし書を準用する。

(再 試 験)

第13条 第6条第1項に定める成績が60点未満である者に対して、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受けようとする学生は、所定の願を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績は、60点を上限とし、第6条第1項および第2項の規定に基づき、成績評価する。なお、この試験の追試験は、行わない。
- 4 定期試験を受験しない学生には、第1項に定める再試験を行わない。ただし、特別な事由がある場合には、この限りでない。
- 5 追試験の再試験は行わない。
- 6 第1項に定める再試験には、第10条のただし書を準用する。

(単位認定試験)

第14条 前年度において、定期試験および追試験または再試験で不合格となり単位を取得できなかった科目については、次年度において単位認定試験を行うこととする。

なお、当該試験の成績評価等については、前条に準ずることとする。

(修 了)

第15条 修了は、学則第33条に定める修了の要件を満たしたものについて認める。

- 2 前項において、修了を認められなかった場合は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を履修するものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日入学生より適用する。

## 学位規程(案)

(目的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学学則(以下「大学学則」という。)第32条及び関西医療大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第34条の規定により、関西医療大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科 学士(鍼灸学)

理学療法学科 学士(理学療法学)

作業療法学科 学士(作業療法学)

ヘルスプロモーション整復学科 学士(保健医療学)

臨床検査学科 学士(保健衛生学)

保健看護学部 保健看護学科 学士(看護学)

3 修士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士(保健医療学)

4 博士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士(保健医療学)

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、大学学則第31条の定めるところにより、本学で卒業を認定された者に対して、学長が授与する。

(修士の学位授与の申請)

第 4 条 修士の学位を受けようとする者は、特別研究科目指導教員及び保健医療学研究科長(以下「研究科長」という。)を経て学長に申請するものとする。

2 前項の学位の申請をすることができる者は、本大学院修士課程に大学院学則に定める年限以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みの者でかつ必要な研究指導を受けた者とする。

(博士の学位授与の申請)

第 5 条 博士の学位を受けようとする者は、特別研究科目指導教員及び保健医療学研究科長(以下「研究科長」という。)を経て学長に申請するものとする。

2 前項の学位の申請をすることができる者は、本大学院博士後期課程に大学院学則に定める年限以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みの者でかつ必要な研究指導を受けた者とする。

(学位論文等の提出)

第 6 条 修士及び博士の学位を申請する者は、研究科長を経て、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書
- (2) 履歴書
- (3) 論文目録
- (4) 学位論文
- (5) 学位論文内容の要旨
- (6) 参考論文
- (7) その他学長が定める書類

2 前項各号の書類の部数は、学長が定める。

3 審査のため必要があるときは、論文の追加、標本、その他の資料等の提出を求めることがある。

4 受理した書類は、返還しない。

(論文審査及び最終試験)

第 7 条 修士及び博士の学位論文を受け付けたときは、研究科長は、速やかに履歴書、論文目録、学位論文及び学位論文内容の要旨を論文審査委員会に配付し、その審査を付託するものとする。

2 主査1名、副査2名からなる論文審査委員会は、論文審査及びこれに関連のある学科目について最終試験を行い、修士及び博士の学位授与に値するか否かの意見を添えて文書で研究科長を経て大

学院教授会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、主査は、必要があると認めるときは、論文審査委員以外の指導教員を加えることができる。

4 論文審査委員会が適用する学位論文の評価基準については、別に定める。

(審査の期間)

第8条 修士及び博士の学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(学位授与の議決)

第9条 大学院教授会は、第7条の報告に基づき、学位を授与できるか否かを判定する。

2 大学院教授会において必要があると認めるときは、教授以外の指導教員を出席させて前項の判定を行うことができる。

3 第1項の判定は、大学院教授会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(修士の学位授与の要件)

第10条 学長は、第9条の判定に基づき学位授与が認められた者に対しては、大学院学則第34条の規定により修士及び博士の学位を授与する。

2 学長は、前項の学位を授与すべき者に学位記を授与する。

3 学位を授与された者が、学位の名称を用いる場合には、次のように本学名を付記するものとする。

関西医療大学修士(保健医療学)

(博士の学位授与の要件)

第11条 学長は、第9条の判定に基づき学位授与が認められた者に対しては、大学院学則第34条の規定により博士の学位を授与する。

2 学長は、前項の学位を授与すべき者に学位記を授与する。

3 学位を授与された者が、学位の名称を用いる場合には、次のように本学名を付記するものとする。

関西医療大学博士(保健医療学)

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、不正な方法により修士及び博士の学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、学長が大学院教授会の意見を聴いて、既に与えた修士及び博士の学位を取り消し、学位記を返納させることがある。

2 大学院教授会において、前項の議決を行う場合にあっては、その構成人員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を要する。

(学長への委任)

第13条 この規則ならびに他の規則に別段の定めがあるものを除くほか、学位について必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年1月17日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 研究倫理指針

## (目的)

本指針は、関西医療大学（以下「本学」という。）の研究が社会の理解と協力を得て適正に推進されることを目的に、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規準を定めたものである。

## (適用範囲)

本指針の適用範囲は、学校法人関西医療学園（以下「法人」という。）と雇用関係のある教職員、派遣契約その他の契約等に基づき法人の業務に従事する者及び本学の学生、研究生、研修生等、本学で研究活動を行う全ての者（以下「研究者等」という。）とする。

## (研究者等の基本責務)

- ① 研究者等は、社会に有益な研究を実施する為に、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い、誠実に行動しなければならない。
- ② 研究者等は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。また、動物実験に携わる者は、実験動物の福祉を尊重しなければならない。
- ③ 研究者等は、個人に関する情報・データの提供を受けて研究を行う場合、情報を提供する人（以下「協力者」という。）に対して、研究の目的・意義・利用方法等について、十分に説明し同意を得なければならない（インフォームド・コンセント）。
- ④ 研究者等は研究者としての能力及び倫理観の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。
- ⑤ 研究者等は、関係する法令や規則、本学が定める規程等を遵守し、適正に研究を行わなければならない。
- ⑥ 研究者等は、調査等の必要に応じて、研究に関連する資料及び研究記録の提出、関係者とのヒアリング等に対して誠実に協力しなければならない。

## (個人情報保護)

- ① 研究者等は、本学が定める個人情報保護に関する規程に基づき、被験者等の協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。
- ② 研究者等は、協力者に関する情報の取扱いを外部に委託する場合には、個人情報の安全管理方法の明確化を求め、保護の徹底を義務付けなければならない。
- ③ 研究者等は、研究結果を公表する場合、協力者個人を特定できないようにしなければならない。

## (研究倫理への適合)

研究者等は、実施しようとする研究の計画が、研究倫理に適合しているか否かについて、予め研究倫理審査委員会又は動物実験委員会に申請し、倫理審査を受けなければならない。

## (研究記録の保存及び管理)

- ① 研究者等は、自らが行う研究において取得したデータ、画像等の研究記録について、実験ノート又は電子ファイルを作成して客観的かつ科学的判断が可能な方法で記録し、消失、漏洩及び改ざん等が生じないよう適正に保管しなければならない。
- ② 研究者等は、前項の記録の原本を、論文等により当該研究成果を発表した後、10年間保存しなければならない。ただし、その間に当該研究者等が本学の所属を外れる場合は、研究責任者が当該実験記録の写しを取り、残存期間中、保存する。
- ③ 研究者等又は前項における研究責任者は、最高管理責任者の求めに応じて、当該実験記録又はその写し等の発表論文の根拠となるデータについて、速やかに開示しなければならない。

## (研究費の適正な使用及び管理)

- ① 研究者等は、研究計画に基づき、研究費を計画的かつ適正に使用・管理し、最大限の研究成果を上げるために努力しなければならない。
- ② 研究者等は、研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、その使用にあたり、関係する法令や規則及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。
- ③ 研究者等は、所属する研究機関又は文部科学省等が主催する研究費の使用に係る説明会に積極的に参加し、使用ルールや関係法令等の理解に努めなければならない。
- ④ 研究費の管理担当者は、研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- ⑤ 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用防止に努めなければならない。

(研究機器・薬品等の取り扱い)

研究者等は、実験において機器・薬品を用いる場合は関係法令、取扱要領を遵守し、適正な使用と安全管理に努めなければならない。また、実験過程で生じた廃棄物や薬品等については、責任を持って最終処理を行わなければならない。

(研究成果の公表)

- ① 研究者等は、研究成果を広く社会に還元するために、適正な手段によりそれを公表しなければならない。ただし、特許権の取得等合理的な理由がある場合を除く。
- ② 研究者等は、研究成果の公表にあたり、ねつ造、改ざん、盗用等、研究者倫理に背馳する不正行為をしてはならない。

(窓口の設置)

- ① 本学は、本学が定める研究活動における不正行為の防止に関する規程及び公益通報等に関する規程に基づき、研究不正の告発又は通報等のための窓口を学園総務部会計課に設置しなければならない。
- ② 本指針に違反する行為が行われている、又はまさに行われようとしていることを知った者は、その是正に努め、前項の窓口へ告発又は通報しなければならない。
- ③ 本学は、告発又は通報された行為が研究活動上の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）の場合は研究活動における不正行為の防止に関する規程、研究費の不正使用行為の場合は公的研究費取扱規程の定めに基づき、調査を行われなければならない。

(補則)

この指針に定めのない事項については、必要に応じて、学長が決定する。

附 則

1. この指針は、平成27年8月29日から施行する。

附 則

1. この指針は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

1. この指針は、令和4年9月1日から施行する。

## 研究倫理審査委員会規程

## (目 的)

第 1 条 関西医療大学で行われる人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究等」という。）について、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年6月30日施行）（以下「生命・医学系指針」という。）を遵守し、倫理的および科学的観点から「ヘルシンキ宣言」（2013年フォタレザ集会で修正）の趣旨に添って倫理的な審査を行うことを目的に、学長のもと関西医療大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は、学長の求めに応じて、前条の目的に基づき、次の事項を審議し、答申を行う。

- (1) 研究等の倫理的妥当性、科学的合理性に係わる基本的事項
- (2) 研究の実施に携わり、研究にかかる業務を統括する者（以下、「研究責任者」という。）およびその他の研究の実施に携わる者（以下、「研究者等」という。）から申請あるいは報告された研究計画書等の審査、研究の実施とモニタリング・監査、研究結果の公表および試料・情報の保管ならびに利益相反等の事項

## (組 織)

第 3 条 委員会は、以下の要件を満たす委員を学長が指名し、委嘱する。

- (1) 医学・医療の専門家等の自然科学の有識者 1名以上
- (2) 倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者 1名以上
- (3) 研究対象者の観点を含めて、一般の立場から意見を述べることのできる学外の者 1名以上
- (4) 委員会の設置者の所属機関に所属しない者 2名以上

2 第1号から第3号までに掲げる者は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。  
また、委員は5名以上かつ男女両性で構成しなければならない。

3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、審査等に必要  
な倫理的及び科学的知識を習得するための教育、研修を受けなければならない。

## (任 期)

第 4 条 委員の任期は、1年とし、その年度内とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委 員 長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は、学長が指名する。  
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。  
3 委員長に支障のある時は、あらかじめ、学長が指名した委員がその職務を代行する。

## (申 請)

第 6 条 研究責任者は、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるように研究計画書（様式第1号）を作成し、学長の許可を得なければならない。

- 2 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な科学的知識及び技術に関する教育、研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、当該の教育、研修を受けなければならない。
- 3 委員会に倫理審査を申請しようとする研究責任者は、研究計画書等に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。
- 4 研究責任者が研究計画書を提出するときは、第2項に掲げる倫理教育・研修を受講したことがわかる証明書等を添付しなければならない。
- 5 研究責任者は、他の研究機関と共同で研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究者等の役割及び責任を明確にした上で研究計画書を作成しなければならない。
- 6 学長は、第3項の申請書を受理したときは、委員会に審査を行わせ、意見を求めなければならない。
- 7 委員会は、前項の規定により学長から研究実施の適否等について意見を求められたときは、第2条の定めに基づき、中立かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない。
- 8 研究責任者は、当該研究責任者の所属する研究機関における研究に関する業務の一部を委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成し提出しなければならない。

- 9 研究責任者は研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（議 事）

- 第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
  - 2 委員会には、必要に応じて、委員以外の有識者、もしくは専門家の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
  - 3 申請された研究等の審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。
    - (1) 非該当
    - (2) 承認
    - (3) 再提出
    - (4) 不承認
  - 4 委員が研究等の申請を行った場合、その委員は、当該研究等の審査についての議事に加わることができない。
  - 5 審議内容、審議経過及び判定は記録として5年間保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することができる。
  - 6 委員会は、原則として非公開とするが、委員会が必要と認めたときは、公開することができる。
  - 7 学長は、委員会の開催状況及び審査の概要を、年1回以上、倫理審査委員会報告システムによって公表しなければならない。ただし、審査の概要のうち、関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが適切であると学長が判断したものについては、この限りではない。

（判定の通知）

- 第 8 条 委員長は、審査終了後、速やかに審査結果を学長に報告しなければならない。学長は、委員会の審査結果を尊重し、研究を許可するか否かを決定し、審査結果通知書（様式第2号）を申請者に交付しなければならない。
  - 2 委員長は、前項の通知にあたっては、審査の判定が第7条第3項第3号、第4号のいずれかである場合は、それぞれの条件、再提出、不承認の理由等を明記し、学長に報告しなければならない。
  - 3 学長は、委員会が研究の実施について不適當である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。
  - 4 承認された研究の審査結果通知書には、承認番号を付与する。

（再審査の申立）

- 第 9 条 申請者は、審査の結果に異議があるときは、再審査を求めることができる。この場合は、異議の根拠となる資料を添え、第6条に定める手続きを行うものとする。

（報 告）

- 第 10 条 研究責任者は、研究等が終了したときは、当該研究等の結果について、研究報告書（様式第3号）を作成し、速やかに学長に報告しなければならない。
  - 2 年度を超えて、研究等が継続される場合にあっては、年度末に、学長に中間報告を行わなければならない。
  - 3 研究責任者は、研究等を中止または変更する場合には、速やかに学長に報告しなければならない。
  - 4 研究責任者は、前3項の定めるところのほか、学長から当該研究等について、報告を求められた場合、これに応じなければならない。
  - 5 研究責任者は、研究実施の適正若しくは研究結果の信頼を損なう事実又はそれらを損なう恐れがある情報について、速やかに学長に報告しなければならない。
  - 6 学長は、前項の報告を受理したときは、委員会に、研究終了の旨及び研究の結果概要を報告しなければならない。

（結果の公表）

- 第 11 条 研究責任者は、当該研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者等及び関係者の人権並びに研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲（軽微な侵襲は除く）を伴う研究であって介入を行う

ものについて、最終結果の公表を行ったときは、遅滞なく学長に報告しなければならない。

2 研究責任者は、当該研究の結果を公表しなければならない。

(研究実施状況の調査)

第12条 委員会は、承認された研究計画等の実施に関して、生命・医学系指針の遵守に疑義が生じた場合は、すみやかに調査し、その結果を学長に報告しなければならない。

(迅速審査)

第13条 委員会は、審査内容が次の各号の一つに該当する場合は、委員長があらかじめ、指名した委員による迅速審査を行うことができる。

(1) 他の研究機関と共同して実施する研究であって、既に当該研究の全体についてその共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見をj得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 委員長は、迅速審査の結果を、その審査を行った委員以外の全ての委員に報告しなければならない。

3 迅速審査の結果を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会において通常審査を求めることができる。

(有害事象への対応)

第14条 侵襲を伴う研究の実施において有害事象が発生した場合、当該研究の研究責任者は、速やかに学長に報告しなければならない。また、当該研究が他の研究機関と共同で実施するものである場合は、その共同研究機関の研究責任者と当該有害事象に係る情報を共有しなければならない。

2 学長は、前項の規定により有害事象の発生について報告があった場合は、速やかに緊急対策調査委員会を招集し、有害事象の対応を行うとともに、当該有害事象について必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、有害事象の事実を把握した際、直ちに研究責任者、当該研究に対して研究の一時中止を指示することができる。

4 前2項の有害事象とは、以下の各号に掲げるものとする。

(1) 生命を脅かすもの

(2) 治療のための入院または入院期間の延長が必要となるもの

(3) 永続的または顕著な障害・機能不全に陥るもの

(4) 子孫に先天異常を来すもの

5 予測できない有害事象の予測可能性の判断要素は、以下の各号に掲げるものとする。

(1) 研究計画書、インフォームド・コンセントの説明文書等に記載されていないもの又は記載されていても、内容若しくは重症度が記載内容と一致しないもの

(2) 既承認医薬品・医療機器の場合は、添付文書

(3) 未承認医薬品・医療機器の場合は、計画書に記載の未承認医薬品・医療機器の概要

6 侵襲(軽微なものは除く)を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、学長は速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において有害事象の発生を知った場合には、その因果の有無にかかわらず、以下の各号の手順に従い、必要な措置を講じるとともに、速やかに学長に報告しなければならない。

(1) 研究者等は速やかに当該研究対象者に対して説明を行い、第三者医療機関での診断・治療がなされるよう対応しなければならない。また、研究計画書に定めた内容に則り、補償等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 研究責任者は、試験機器または試薬との因果関係の有無に係らず、重篤な有害事象の発生を知った時点から速やかに、学長及び委員会に情報を文書で連絡しなくてはならない。

(3) 重篤にまで至らない有害事象が発生した場合、研究者等は速やかに当該研究対象者に対し診断・治療等適切な処置を行わなければならない。

(4) 研究責任者は、当該研究において実施する介入や医薬品、医療機器等について、国内外で公表されている研究発表や規制当局において実施された安全のための措置等の情報を収集

し、学長及び委員会に報告し、研究対象者への対応を検討することに努めなければならない。

(モニタリング・監査)

- 第15条 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。
- 2 研究責任者は、学長の許可を受けた研究計画書の定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなくてはならない。
  - 3 研究責任者は、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者を研究計画書に記載しなければならない。
  - 4 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
  - 5 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を学長に報告しなければならない。
  - 6 モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、業務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはいけない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。
  - 7 モニタリング及び監査結果により問題があったときは、学長は、必要に応じて委員会へ調査を依頼し、委員会は調査結果を学長に報告しなければならない。

(利益相反の管理)

- 第16条 研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。
- 2 研究責任者は、当該研究にかかる利益相反に関する状況を把握し、研究計画書に記載しなければならない。

(試料・情報等の保存)

- 第17条 研究者等は、研究の実施にあたって、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならず、研究に用いられる情報及び当該研究に係る資料（以下「情報等」という。）を正確なものにしなければならない。
- 2 研究責任者は、人体から取得された試料・情報等の保管に関する保管書（様式第4号、以下「保管書」という。）を作成し、当該の試料・情報等を適切に保管しなければならない。
  - 3 学長は、当該研究の試料・情報等が、前項の保管書の記載に従って適切に保管されるよう、必要な監督を行わなければならない。
  - 4 研究責任者は、当該研究の試料・情報等を保管するとき、保管書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された情報の漏洩、混交、盗難、紛失が起らないように必要な管理を行わなくてはならない。その際には、研究対象者から同意を受けている範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
  - 5 学長は、当該研究機関の情報等について、可能な限り長期間保管されるように努めなければならない。侵襲（軽微なものを除く）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合は、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。
  - 6 研究責任者は、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、研究対象者又は既存試料・情報等の提供者に対して、インフォームド・コンセントを行わなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報等の提供についてはこの限りではない。
  - 7 学長は、人体から取得された試料・情報等を廃棄する場合には、匿名化されるよう必要な監督を行わなければならない。

(委員会の事務)

- 第18条 委員会の事務は、大学教学部教務課が行う。

(改 廃)

- 第19条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年12月20日から施行し、平成15年7月17日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成30年9月18日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和3年6月15日から施行する。

## 動物実験規程

## 前 文

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）」（以下「法」という）による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、および文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日告示）」（以下「基本指針」という）に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日通知）」を踏まえて、関西医療大学（以下「本学」という）における動物実験の実施方法について定めるものである。

## 第 1 章 総 則

（趣旨および基本原則）

第 1 条 この規程は、関西医療大学における動物実験が科学的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点ならびに実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から動物実験を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施については、「法」、「飼養保管基準」、「基本指針」、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもの（以下「法規等」という）のほか、この規程の定めるところによるものとする。

（定 義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用や、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等 実験動物を恒常的に飼養もしくは保管、または動物実験等を行う施設・設備（以下「飼養保管施設」という。）、および動物実験（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室（以下「実験室」という。）をいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者 学長のもとで、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験センターにあってはセンター長、各研究室は研究室の長）をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識および経験を有する実験動物の管理を担当する者（動物実験センターにあってはセンター主任。）をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- (10) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者をいう。
- (11) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針および日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類および爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用する。

2 管理者等は、動物実験等を別の機関に委託等する場合には、委託先においても、法規等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（動物実験委員会の設置）

第 4 条 学長は、動物実験計画の審査、実施状況および結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問・助言組織として、第 2 章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

## 第 2 章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第 5 条 委員会は、次の事項について審議または調査し、学長に報告、助言または具申する。

- (1) 動物実験計画が指針等および本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること
- (5) その他、動物実験の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第 6 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する者数名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者数名
- (3) その他学識経験を有する者数名

(委員の任期、委員長の選任および運営)

第 7 条 委員の任期、委員長の選任および運営等については、別に定める「関西医療大学動物実験委員会規程」によるものとする。

### 第 3 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案)

第 8 条 動物実験責任者は、動物実験等によって得られる知見の科学的合理性の確保、ならびに動物愛護の観点から、動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書(様式1)により学長の承認を受けなければならない。

2 動物実験計画の立案に当たっては、以下の点について検討しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義および必要性。
- (2) 代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等)により実験動物を適切に利用することを検討すること。
- (3) 実験動物の選択(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等)により実験動物を適切に利用することを検討すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的および微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できるだけその実験動物に苦痛を与えないこと等)により動物実験を適切に行うことを検討すること。
- (5) 人道的エンドポイント 動物実験責任者は、苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射等を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

(実験操作)

第 9 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、飼養保管基準や指針等に従うとともに、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に管理された施設等(第4章における設置申請、承認を受けたものをいう)において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項。
- (3) 人への危害防止上、安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等および別に定める規程等の規定に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料または病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の大きい外科的手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- (6) 動物実験責任者は、実験実施後、動物実験実施報告書(様式2)により、使用動物数、計画からの変更の有無、実験成果等について学長に報告すること。

## 第 4 章 施 設 等

### (飼養保管施設の設置)

第 10 条 動物実験センター以外の場所において、飼養保管施設を設置する場合には、研究室の長が管理者となり、実験動物飼養保管施設設置承認申請書（様式 3）により、学長の承認を得るものとする。

### (飼養保管施設の要件)

第 11 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物種に応じた飼育設備、衛生設備および逸走防止のための設備または構造を有すること。
- (2) 飼育施設の周辺環境および居住者等に悪影響をおよぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。
- (3) 実験動物に関する知識および経験を有する実験動物管理者がおかれていること。

### (動物実験室の設置)

第 12 条 飼養保管施設ならびに学生実習室以外において、実験動物に実験操作等を行う動物実験室（48時間以内の一時的保管を含む）を設置する場合には、動物実験室を管理する研究室の長は、動物実験室設置承認申請書（様式 4）により、学長の承認を得るものとする。

### (実験室の要件)

第 13 条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造および強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

### (施設等の維持管理)

第 14 条 管理者は、実験動物の適正な管理ならびに動物実験の遂行に必要な施設等の維持に努めること。

- 2 管理者は、微生物等による環境の汚染および悪臭、害虫等の発生の防止を図り、施設および施設周辺の生活環境の保全に努めること。

### (施設等の廃止)

第 15 条 管理者は、施設等の廃止にあたり、飼養保管施設および実験室の廃止を学長に届け出なければならない（様式 5）。

- 2 管理者は、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第 5 章 実験動物の飼養および保管

### (標準操作手順の作成と周知)

第 16 条 管理者および実験動物管理者は、飼養保管のための標準的な操作手順を定め、動物実験実施者および飼養者に周知しなければならない。

- 2 動物実験センターにおける飼養・保管については、本規程の他に「関西医療大学動物実験センター利用指針」で定める。

### (実験動物の健康および安全の保持)

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康および安全の保持に努めなければならない。

### (実験動物の導入)

第 18 条 管理者等は、実験動物の導入に当たり、適正に管理されている施設より導入するよう努めなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うよう努めなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (給餌・給水)

第 19 条 実験動物管理者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

### (健康管理)

第20条 実験動物管理者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。

2 動物実験実施者は、動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合には、適切な治療等を行わなければならない。

(異種または複数動物の飼育)

第21条 実験動物管理者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存および報告)

第22条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と匹数等について、委員会を介し学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第24条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康および安全の確保、ヒトへの危害防止に努めなければならない。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかななければならない。

2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、実験動物由来の感染症および実験動物による咬傷等に対して、予防および発生時の必要な措置を迅速に講じなければならない。

4 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

## 第7章 教育訓練

(教育訓練)

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者は、所定の教育訓練を受けなければならない。

2 教育訓練の内容、および実施方法については、別に定める「動物実験に関わる教育訓練実施要領」によるものとする。

(実施記録の保存)

第28条 教育訓練の実施日、実施内容、講師および受講者名を記録し、5年間保存する。

## 第8章 その他

(自己点検および評価)

第29条 基本指針への適合性に関し、動物実験委員会が、管理者、動物実験責任者等から自己点検のための資料を提出させ、自己点検・評価を行い、学長に報告しなければならない。

2 自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第30条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を随時年報等の印刷物等で公表しなければならない。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会の発議により学長の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 動物実験委員会規程

- 第 1 条 関西医療大学に関西医療大学動物実験規程が適正に運用され、動物実験が適正に実施されるために関西医療大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第 2 条 委員会は、学長が委嘱する委員をもって組織する。
- 第 3 条 委員の任期は、1年とし、その年度中とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 委員会に委員長を置き、動物実験センター長をもって充てる。  
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。  
3 委員長に支障のある時は、あらかじめ、委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 第 5 条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 第 6 条 委員会には、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、報告または意見を聴くことができる。
- 第 7 条 委員会は、必要に応じて、動物実験者に助言を与え、または勧告することができる。
- 第 8 条 委員会は、適正な動物実験実施のために必要な建議を行うことができる。
- 第 9 条 委員会の事務は、大学教学部教務課が行う。

## 附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 学位論文に係る評価基準(案)

関西医療大学学位規程第7条第4項に基づき、関西医療大学大学院の論文審査委員会で適用する学位(博士・修士)論文の評価基準を以下に定める。学位論文は以下の全てを満たさなければならない。

- 1 学位申請者が自ら行った研究をまとめたものであること
- 2 研究の背景や目的が十分に説明されていること
- 3 研究計画及び方法が科学的根拠に基づき、適切であること
- 4 学術的に貴重なデータを集積し、結果や仮説に新規性があるなど、学術的価値があること
- 5 論文の記述が充分であり、序論から結論まで一貫して論理的で、整合性があること
- 6 研究全体が関西医療大学 研究倫理指針に照らして適切になされていること

(令和2年4月1日 施行)

(令和5年1月17日 改正)

(令和6年4月1日 改正案)

# 博士論文作成に係る日程

1年次

前期

指導教員決定

研究題目決定

後期

研究計画書作成

研究計画発表会

2年次

論文作成及び論文投稿

3年次

前期

論文完成

後期

学位論文提出

公開発表会

論文審査委員会  
最終試験

# 学位授与までの流れ

修士課程修了者

入学試験



1年	特別研究科目Ⅰ 4単位(必修)	前期	○ 共通教育科目 4単位(必修)
		後期	○ 専門教育科目 4単位(選択)
2年	特別研究科目Ⅱ 4単位(必修)		
3年	特別研究科目Ⅲ 4単位(必修)		

20単位以上修得



博士論文提出及び最終試験合格



修了

**【博士(保健医療学)】**

## 教員の年齢構成と定年規定との関係について

1. 本学園の教育職員の定年については、学校法人関西医療学園就業規則第12条第1項において満65歳と定めている。
2. ただし、高い見識と豊富な経験を有する教員を確保するため、理事長が特に必要と認めた場合には、同規則第4条第2項並びに第12条第4項の規定により満65歳を超えた教育職員を採用できることとしている。
3. 本大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（博士後期課程）の設置において、専任教員13名のうち、満65歳を超える者は、1名含まれている。当該教員は、専門の知識及び経験を有し本大学院の教育研究上、欠くことができないと判断し、採用を決定した。

## 関西医療学園 就業規則 〈抜粋〉

## 第2章 人 事

## (採 用)

第4条 学園は人事委員会で承認され、所定の手続きを経た者を職員として採用する。

- 2 第12条第1項の規定にかかわらず理事長が学園の運営上特に必要と認めた場合は、満65歳を超えた教育職員を採用することができる。

## (定 年)

第12条 教育職員は満65歳、事務職員及び医療職員は満60歳をもって定年とし、定年に達した年の年度末に退職するものとする。ただし、事務職員及び医療職員は本人が希望し、本規則第13条第1項各号に規定する退職事由又は同じく第15条第1項各号に規定する解雇事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで引き続き再雇用し、基準

のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで引き続き再雇用する。

- (1) 再雇用を希望し、勤務に精勤する意思を有すること。
  - (2) 直近の定期健康診断の結果、業務遂行に支障がないと認められること。
  - (3) 定年退職日から起算して過去3年間の出勤率が9割以上であること。
  - (4) 定年退職日から起算して過去10年間に就業規則による懲戒を受けたことがないこと。
  - (5) 本学園における勤続年数が30年以上であること。
- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで	63歳
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	64歳

- 3 第1項及び第2項の規定により引き続き再雇用する場合の労働条件等については、嘱託職員就業規則及び臨時職員就業規則に定めるほか、個別の労働契約書により定めるものものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本規則第4条第2項により採用された教育職員の定年については理事長が採用時にその都度決定する。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、定年退職者で、法人に於いて在職を必要と認めた場合、退職手続完了後理事長によって業務を嘱託することがある。

## 就業規則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この規則は、学校法人関西医療学園(以下「学園」という)の職員の就業その他に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則及びこれに附属する諸規定などに定めのない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第 2 条 本則は職員に適用する。ここにおいて職員とは、第2章に定められた手続により学園に職を有する専任の教育職員、事務職員及び医療職員をいう。
- 2 嘱託職員及び臨時職員に関する規則は別に定める。
- 3 職員のテレワーク勤務に関する規程は別に定める。

(職員の義務)

- 第 3 条 職員は本規則を遵守し、職制に則り職場の秩序を守り、職務を理解しその職責を果たすために常に努力し、学園の発展に寄与しなければならない。

## 第 2 章 人 事

(採 用)

- 第 4 条 学園は人事委員会で承認され、所定の手続きを経た者を職員として採用する。
- 2 第12条第1項の規定にかかわらず理事長が学園の運営上特に必要と認めた場合は、満65歳を超えた教育職員を採用することができる。
- 第 5 条 新たに採用された職員は、次の書類を提出しなければならない。ただし、その必要性を認めない場合は、その一部を省略することができる。
- (1) 履歴書
  - (2) 住民票記載事項証明書〔家族全員〕  
(「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。))に定める個人番号が記載されていないものに限る。)
  - (3) 誓約書
  - (4) 身元保証書
  - (5) 免許証〔写〕
  - (6) 健康診断書
  - (7) 最終学歴の証明書
  - (8) マイナンバー法に定める個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票いずれかの写し
  - (9) その他必要とする書類
- 2 前項8号で取得する個人番号は、「関西医療学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」第4条に定める個人番号関係事務のために利用する。
- 3 第1項8号の提出にあたって、本人確認のために写真付身分証明書等の提示又は写しの提出を求められることがある。
- 4 職員は住所、氏名、婚姻、学位、免許の取得、その他履歴事項に異動のあった場合は、その都度速やかに届出なければならない。
- 第 6 条 新たに採用した職員に対しては6箇月以内の試用期間を設ける。ただし、特に必要がないと認めた者については、この限りではない。
- 2 試用期間中職員として適格でないと理事長が認めた場合には、解雇する。
  - 3 試用期間は勤続年数に算入する。
- (異 動)
- 第 7 条 理事長は業務の都合により必要がある場合には、職員に対し兼務、配置転換、転勤、職種の変更又は出向を命ずることがある。
- 2 前項の異動については、原則として事前に当人に内示するものとする。
  - 3 第1項の異動を命ぜられた職員は、正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

(休 職)

第 8 条 次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることがある。

- (1) 業務外の傷病により引き続き90日勤務しない場合  
ただし、勤続6箇月未満の者については30日とする。
  - (2) 刑事事件に関して起訴され、勤務できない場合、また勤務させるのが適当でない場合
  - (3) 理事長が承認して他の機関において調査・研究又は指導に従事する場合
  - (4) 前各号の他、特別の事情があつて休職させることを適当と認められた場合
- 2 前項第1号に定める日数については、一旦勤務した後6ヶ月以内に同一又は関連のある傷病により再び勤務しないこととなった場合、その日数を通算する。

(休職期間)

第 9 条 前条の休職期間は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号の場合は、1年を超えない範囲において、理事長の定める期間
  - (2) 前条第1項第2号及び第4号の場合はその都度決定する
- 2 前条第1項第1号の期間は理事長が特に必要と認めた場合においては、更新することができる。

(再 休 職)

第10条 一旦復職した者が同一又は関連のある事由で再び休職するに至ったとき、復職後の勤務日数が6ヶ月以内の場合には、その休職期間は直前の休職期間と通算する。

(復 職)

第11条 第8条第1項第1号によって休職を命ぜられた者については、休職事由が消滅したときは復職させる。ただし、学園が指定する医師の診断書を提出させることができる。

- 2 第8条第1項第2号、第3号及び第4号によって休職を命ぜられた者については、その休職事由が消滅したときは復職させる。ただし、第8条第1項第2号及び第4号によって休職を命ぜられた者については、理事長が復職させることが適当でないとする場合には復職させない。

(定 年)

第12条 教育職員は満65歳、事務職員及び医療職員は満60歳をもって定年とし、定年に達した年の年度末に退職するものとする。ただし、事務職員及び医療職員は本人が希望し、本規則第13条第1項各号に規定する退職事由又は同じく第15条第1項各号に規定する解雇事由に該当しない者であつて、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者については、65歳まで引き続き再雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで引き続き再雇用する。

- (1) 再雇用を希望し、勤務に精勤する意思を有すること。
  - (2) 直近の定期健康診断の結果、業務遂行に支障がないと認められること。
  - (3) 定年退職日から起算して過去3年間の出勤率が9割以上であること。
  - (4) 定年退職日から起算して過去10年間に就業規則による懲戒を受けたことがないこと。
  - (5) 本学園における勤続年数が30年以上であること。
- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで	63歳
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	64歳

- 3 第1項及び第2項の規定により引き続き再雇用する場合の労働条件等については、嘱託職員就業規則及び臨時職員就業規則に定めるほか、個別の労働契約書により定めるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本規則第4条第2項により採用された教育職員の定年については理事長が採用時にその都度決定する。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、定年退職者で、法人に於いて在職を必要と認めた場合、退職手続完了後理事長によって業務を嘱託することがある。

(退 職)

第13条 次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき。

- (2) 前条第1項に達したとき。
- (3) 自己の都合によって退職を願い出て理事長がこれを承認したとき。
- (4) 休職期間が満了し、復職できなかつたとき。
- (5) 雇用期間に定めがあつて、その期間が満了したとき。

(依願退職)

第14条 職員が前条第1項第3号によって退職しようとするときは、原則として14日前までにその事情を記載した退職願を所属長を経て理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、特別必要がある場合においては理事長の承認を得るまで従前の業務に従事し、業務を後任者に引継がなければならない。

ただし、退職願提出日から14日を経過したとき、又は次の場合にはこの限りではない。

- (1) 傷病、身体虚弱等で業務に堪えないとき
- (2) 試用期間中のとき
- (3) その他やむを得ない事由があるとき

(解 雇)

第15条 次の各号の一に該当するときは30日前にこれを予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して解雇するものとする。

- (1) 勤務成績が著しく悪いとき。
- (2) 精神もしくは身体の故障により業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。
- (3) やむを得ぬ業務上の都合によるとき。
- (4) 前各号に規程する場合のほか、本学園職員として適格性を欠くと判断されたとき。
- (5) 第11条第2項により復職が認められないとき。

(退職時の返納等)

第16条 職員がその身分を失うに至ったときは、第14条第2項に準じて職務の引継ぎを行い、身分証明書、私立学校教職員共済加入者証ならびに作業用品その他学園からの貸与品を直ちに返納し、また本人が学園に債務を負う場合には、身分喪失の日までにこれを完済しなければならない。

- 2 職員がその身分を失うに至ったときは、おそくとも請求後7日以内に既往労働に対する賃金の支払いを受け、その他本人の権利に属する金品の返還を受け、また雇用保険被保険者離職票、長期給付加入者記録票及び勤労所得源泉徴収票の交付を受けることができる。

(解雇制限)

第17条 第15条の規定にかかわらず業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業している期間、産前産後の休業期間及びその後の30日間は解雇しない。

### 第 3 章 勤務・休日・休暇

(勤務時間)

第18条 職員の勤務時間は次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は次のいずれかとし、所定労働時間は2週間(平成5年4月1日を起算日とする。)を平均し、1週間当たり40時間以内とする。
  - ア. 午前9時から午後5時まで
  - イ. 午前10時から午後6時まで
  - ウ. 午後1時から午後9時まで
- (2) 前号の規定にかかわらず関西医療学園専門学校附属施術所勤務の職員は、  
月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は午前8時15分から午後8時45分まで  
水曜日は午前8時15分から午後0時15分まで  
土曜日は午前8時15分から午後1時15分まで

- 2 前項の規定にかかわらず所属長は、業務の都合でその時刻を変更することができる。

(時間外勤務)

第19条 業務の都合で必要あるときは、所定時間外に勤務させることがある。

- 2 前項の時間外勤務は、所轄労働基準監督署長に届出た時間外勤務協定の範囲内とし、別に定める給与規程所定の超過勤務手当を支給する。ただし、災害その他避けることのできない事由によって臨時に時間外勤務をさせる必要があるときは、所轄労働基準監督署長の事前許可又は事後の届出により時間外勤務協定の範囲を超えて勤務させることがある。

- 3 本条は満18歳未満の者には適用しない。

(休憩時間)

第20条 第18条の勤務時間の途中に次の休憩時間を置く。

- (1) 勤務時間が第18条第1項第1号のア及びイの職員は、正午から45分  
ウの職員は午後6時から45分
- (2) 勤務時間が第18条第1項第2号の職員は、午後0時15分から4時間45分  
ただし、水曜日及び土曜日は休憩時間を置かない。
- 2 前項の規定にかかわらず所属長は、業務の都合でその時刻を変更することができる。
- 3 職員は休憩時間を職場の規律保持を妨げない限り自由に利用することができる。

(育児時間)

第21条 生後満1年に達しない生児を育てる女子職員には、勤務中一日につき2回、1回につき30分の育児時間を与える。

- 2 前項の育児時間は、通常の勤務をしたものとして賃金を支払うものとする。

(休日)

第22条 職員の休日は次のとおりとする。ただし、式典、行事等の都合により休日を他の日に振り替えることがある。

- (1) 日曜日
- (2) 各月の第2土曜日、第4土曜日、第5土曜日  
ただし、勤務時間が第18条第1項第2号の職員は休日としない。
- (3) 国民の祝日に関する法律に定められた休日
- (4) 学園創立記念日(10月27日)
- (5) 年末年始(12月29日から1月5日まで)
- (6) その他学園が必要と認めた日

(休日の振替)

第23条 業務上必要あるときは、前条の休日を1週間以内の他の日と振り替えることがある。

- 2 前項の場合、その前日までに振り替えによる休日を指定して職員に通知する。

(休日勤務)

第24条 業務上必要あるときは、職員に第22条に定める休日に勤務を命ずることがある。

(深夜勤務)

第25条 学園は必要に応じ職員に対し午後10時から午前5時までの深夜時間帯に勤務することを命ずることがある。ただし、満18歳未満の者についてはこの限りではない。

(出張)

第26条 学園は業務の都合により必要ある場合には、職員に対し出張を命ずることがある。

- 2 職員が学園の用務により出張勤務した場合は、特に所属長が指定した場合を除き通常の勤務時間勤務したものとみなす。
- 3 職員は出張後所属長に対して直ちに口頭をもって出張用務について報告するとともに、速やかに報告書を提出しなければならない。
- 4 出張及び旅費に関する規程は別に定める。

(年次有給休暇)

第27条 学園は職員に対し、前年度の勤務すべき日数の8割以上勤務した者には、20日以内の年次有給休暇を与える。

- 2 前年度の勤務した日数が前項の勤務すべき日数の8割未満の者には、下記の日数以内の年次有給休暇を与える。
  - (1) 勤務した日数が6割以上8割未満のときは14日とする。
  - (2) 勤務した日数が4割以上6割未満のときは10日とする。
  - (3) 勤務した日数が2割以上4割未満のときは6日とする。
  - (4) 勤務した日数が2割未満のときは4日とする。
- 3 新たに採用された職員については次の年次有給休暇を与える。ただし、採用6箇月後適用する。

採用された月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適用開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採用6箇月後の休暇日数	10日	10日	10日	10日	10日	10日	20日	18日	17日	15日	13日	12日

適用開始月の翌年度の 休暇日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日
--------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

- 4 職員は、労使協定の定めに基づき、時間を単位として与える年次有給休暇を取得することができる。
- 5 年次有給休暇の年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 6 休職中の者の年次有給休暇については、復職時にその都度決定する。

(年次有給休暇の請求)

第28条 年次有給休暇は職員の請求する時季に与える。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを変更させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、労使協定の定めに基づき、職員の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。
- 3 前条第1項、第2項又は第3項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、本条第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、学園が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が本条第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 4 年次有給休暇を請求しようとする場合は、所定の様式により予め所属長に届出なければならない。
- 5 休職期間中及び育児休業期間中並びに介護休業期間中は、年次有給休暇をとることはできない。

(年次有給休暇の繰り越し)

第29条 年次有給休暇を受けることのできる職員が、その年度内に年次有給休暇の全部又は一部を受けなかった場合は、その受けなかった日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第30条 年次有給休暇を取得した日については、通常の勤務をしたものとして賃金を支払うものとする。

- 2 欠勤は年次有給休暇に振り替えることができる。

(特別休暇)

第31条 次の場合には特別休暇を与える。特別休暇の種類及び期間は次のとおりとする。

(1) 慶弔休暇

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| ア. 結婚する場合                    | 5日以内 |
| イ. 配偶者が出産する場合                | 2日以内 |
| ウ. 父母、配偶者が死亡した場合             | 7日以内 |
| エ. 子が死亡した場合                  | 5日以内 |
| オ. 祖父母が死亡した場合                | 3日以内 |
| カ. 孫が死亡した場合                  | 1日以内 |
| キ. 兄弟姉妹が死亡した場合               | 3日以内 |
| ク. おじ又はおばが死亡した場合             | 1日以内 |
| ケ. 配偶者の父母が死亡した場合             | 3日以内 |
| コ. 配偶者の祖父母が死亡した場合            | 1日以内 |
| サ. 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡した場合 | 1日以内 |
| シ. おじ又はおばの配偶者が死亡した場合         | 1日以内 |

(2) 生理休暇

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| 女子職員が生理日において休暇を請求した場合 | 就業が困難な日数 |
|-----------------------|----------|

(3) 災害休暇

- |                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| 天災事変、その他本人の責に帰すことのできない災害によって勤務できない場合 | 所属長が必要と認める期間 |
|--------------------------------------|--------------|

(4) 公用休暇

- |  |              |
|--|--------------|
| ア. 選挙権その他公民として権利を行使、又は所属長の承認を得て公職に就いた者が公務を執行する場合 | 所属長が必要と認める期間 |
| イ. 証人、鑑定人、又は参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 | 必要と認める期間     |

(5) 公務傷病休暇

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 業務上負傷し又は疾病にかかった場合 |  |
|-------------------|--|

## 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間

### (6) その他

学園が必要と認めた日数

(特別休暇の請求)

第32条 職員が特別休暇を受けようとするときは、所定の様式により事前に休暇予定日及び理由を所属長に願ひ出て認証を得なければならない。ただし、事前に認証を得ることができない場合は、事後速やかに届出て認証を得なければならない。

2 休職期間中及び育児休業期間中並びに介護休業期間中は、特別休暇をとることはできない。

第33条 特別休暇を取得した日については、通常の勤務をしたものとして賃金を支払うものとする。ただし、第31条第1項第2号の生理休暇については2日を超える日数は無給とする。

## 第4章 給 与

第34条 給与については給与規程による。

第35条 慶弔金については慶弔規程による。

第36条 退職金については退職手当金支給規程による。

## 第5章 服 務 規 律

(遵守事項)

第37条 職員は服務にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 学園の名誉を重んじ、職員としての品位を保つこと。

(2) 就業規則及び上司の職務上の指示に忠実に従うこと。

(3) 出勤退出に際し、本人自ら出勤簿又はタイムレコーダーにより記録すること。

(4) 勤務時間中は担当する職務に専念し、みだりに職場を離れないこと。

(5) 設備、備品などを丁重に取り扱い、消耗品の節約に努めること。

(6) 金銭、物品及び備品諸表簿の出納を明確にし、所定の場所に保管すること。

(7) 業務上の秘密を他に漏らさないこと。

(8) マイナンバー法に基づき、学園からの個人番号の提供の求め及び本人確認に協力すること。

(9) 学園が保有する特定個人情報等については、「関西医療学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」の定めるところにより取り扱うこと。

(届出事項)

第38条 職員は次の場合、所属長に届出なければならない。ただし、第4号については、「関西医療学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」第6条第3項に定める事務取扱担当者に届出なければならない。

(1) 職員が遅刻、早退又は欠勤する場合は予め所属長に届出、やむを得ない場合は事後速やかに届出ること。

(2) 職員が欠勤が引き続き7日以上に及んだときは、理由書又は医師の診断書を添えて届出ること。ただし、病気の場合は学園が医師を指定してその診断を受けさせることがある。

(3) 職員が海外に旅行する場合

(4) 個人番号が漏れいした等の事情により、自己又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく届け出ること。

(承認事項)

第39条 職員が次の事項を行う場合は、所属長の承認を得なければならない。

(1) 職員が休日、休暇等の休業日に学生を集合させ又は学生を学外に引率する場合

(2) 学内において文書、資料を配布又は掲示しようとする場合

(3) 学内において集会、演説、放送又は競技等を行おうとする場合

2 職員が次の事項を行う場合は、所属長を通じて理事長の承認を得なければならない。

(1) 職員が他の機関に出講又は聴講しようとする場合

(2) 職員が他の事業に従事し公務又は公職につこうとする場合

(ハラスメント等の防止及び排除)

第40条 職員は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントその他人権侵害行為(以下「ハラスメント等」という。)をいかなる形でも行ってはならず、これを防止及び排除しなければならない。

2 前項のハラスメント等の防止及び排除のための措置並びにハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置については、関西医療大学並びに関西医療学園専門学校ハラスメ

ントの防止に関する規程の定めるところによる。

## 第 6 章 安全・保健・衛生

(災害、盗難の防止)

第41条 火気及び戸締まり責任者は、火災及び盗難防止のため自ら又は職員に指示して電気、火元及び戸締まりを点検し、異常あるときは速やかに所属長、上司に報告して安全保持に努めなければならない。

(火災防止の措置)

第42条 職員は災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは、臨時の措置をとるとともに直ちに所属長、上司に報告し、互いに協力してその被害を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

(健康診断)

第43条 職員は学園が毎年定期に行う健康診断を受けなければならない。

2 職員は前項のほか、必要に応じ職員の全部又は一部に対して行う健康診断又は予防接種を受けなければならない。

3 職員は学園が行う健康診断及び衛生上の措置を正当な理由なく拒むことはできない。

(出勤の禁止)

第44条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者については就業を禁止する。

ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準じる疾病で、就業することが不相当と認められる者

2 理事長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他、専門の医師の意見を聴くこととする。

(予防措置)

第45条 職員は、その家族又は同居人が前条第1項第1号に該当し、又はその疑いがあるときは直ちにその旨を所属長に届出てその必要な指示を受けなければならない。

(産前産後の休業)

第46条 6週間(多胎妊娠においては14週間)以内に出産する予定の女子職員が休務を申し出たときは就業させない。及び産後8週間を経過しない女子職員は就業させない。ただし、産後6週間を経過し本人が就業を申し出て医師が支障ないと認めたときはこの限りでない。

(育児休業)

第47条 育児休業については、育児休業等に関する規程による。

(介護休業及び子の看護休暇)

第48条 介護休業及び子の看護休暇については、介護休業等に関する規程による。

## 第 7 章 災 害 補 償

第49条 職員が業務上又は通勤により負傷及び疾病に罹り障害又は死亡した時の災害補償、保険給付は労働者災害補償保険法の定めるところによる。

## 第 8 章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第50条 職員が次の各号の一に該当するときは詮衡のうえ表彰する。

(1) 教育実践上優れた評価を得た者、又は技術優秀・業務成果優秀で他の職員の範となる者

(2) 勤務成績が特に優れ他の職員の範となる者

(3) 永年誠実に勤務した者

(4) 学園の災害を未然に防止し、又は災害の際特に功労のあった者

(5) 社会的に功労があり、学園並びに職員の名誉となるような行為のあった者

(6) その他特に学園に貢献し、表彰する必要があると認められる者

2 表彰は賞状を授与してこれを行う。賞状に加えて賞品又は賞金を付与することがある。

(表彰の手続)

第51条 表彰は所属長の上申に基づき、理事長がこれを行う。

(懲 戒)

第52条 懲戒はこれを譴責、減給、停職及び懲戒解雇とする。ただし、情状酌量の余地があり、又は改悛のある者は懲戒を免じて訓戒に止めることがある。

(1) 譴責は、始末書を提出させ将来を戒める。

- (2) 減給は、始末書を提出させ労働基準法第91条に定める範囲内においてこれを行う。
- (3) 停職は、1年以内の期間を定めて出勤を停止し、その職務に従事させない。  
なお、停職中は、無給とする。
- (4) 懲戒解雇は、予告期間を設けず即時解雇し、退職金を支給しない。なお行政官庁の認定を得たときは、予告手当も支給しない。

(懲戒の事由)

第53条 職員が次の各号の一に該当するときは懲戒に附する。

- (1) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退、又は欠勤したとき。
- (2) 職務上の指示、命令に従わず秩序を紊したとき。
- (3) 学園に関する文書を偽造又は変造し、学園に損害を及ぼしたとき。
- (4) 重要な経歴を詐り、又は不正な方法を用いて採用されたとき。
- (5) 業務上重要な秘密を外部に洩らしたとき。
- (6) 業務に関し、金品その他を受取り又は与えたとき。
- (7) 同僚に対し重大な侮辱を加え、或いは暴行強迫をしたとき。
- (8) 学園が保有する個人情報(特定個人情報等を含む)を故意又は過失により外部に洩らしたとき。
- (9) 社会通念に照らして著しく相当性を欠くような行為のあったとき
- (10) 学校教育法第11条の定め違反する行為のあったとき
- (11) ハラスメント等により職員の就業環境又は学生の教育環境を害する行為のあったとき。
- (12) その他前各号に準ずる行為のあったとき。

附 則

この規則は昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この規則は昭和60年5月28日から施行する。

附 則

- 1. この規則は昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条及び附則第2項の規定は昭和63年10月1日から施行する。
- 2. この規則の改正の日に在職する職員のうち教育職員に係る定年の取扱については、改正後の第12条による職員の定年規定にかかわらず、当分の間別に定めるところによる。

附 則

この規則は平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成6年6月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成10年6月1日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則

この規則は平成11年1月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規則は平成11年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成12年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成14年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成28年1月1日から施行する。

附 則  
この規則は平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は令和2年12月19日から施行する。

## 研究員・研修員規程

### 第 1 章 趣 旨

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、本学の研究員及び研修員の受け入れについて定める。

### 第 2 章 研 究 員

(研究員の定義、区分)

第 2 条 研究員を以下の通り区分する。

#### 1. 研 究 員

国内外の大学及び研究機関等に所属する研究者又は博士の学位を取得した研究者で、その専攻する学術分野に関する本学教員と研究に従事する者をいう。

#### 2. 準研究員

大学院修士課程修了者又はこれに準ずる者で、その専攻する学術分野に関する本学教員と研究に従事する者をいう。

(研究員の願い出・許可等)

第 3 条 研究員(準研究員を含む。以下同じ。)として願い出る者は、あらかじめ、次の書類を提出して学長の許可を得なければならない。

- (1) 研究員申請書
  - (2) 履歴書(写真添付)
  - (3) 誓約書
  - (4) 本学教授の推薦書
  - (5) その他学長が必要と認めた書類
- 2 本学附属保健医療施設規程第3条の附属保健医療施設(以下「附属保健医療施設」という。)で臨床研究を行う研究員は、前項各号の書類に加え、当該臨床研究に必要な資格の免許証(写)を提出しなければならない。また、臨床研究における治療行為(患者に侵襲を加える治療・施術行為を指す。以下「治療行為」という。)を行う者は損害賠償責任保険加入者証(写)を提出するものとする。  
ただし、損害賠償責任保険加入者証(写)が提出されるまでは、治療行為を行うことを許可しない。  
学長は、治療行為を許可した時は、附属保健医療施設長に通知するものとする。
- 3 治療行為を行う者の保険加入者証の保険期間が年度途中で終了した場合は、遅滞なく、残りの研究期間中有効な加入者証(写)を提出しなければならない。当該保険料にかかる費用は、研究員の自己負担とする。
- 4 学長は、保険に加入しない者の臨床研究における治療行為の中止を命ずることができる。  
学長は、治療行為の中止を命じた時は、附属保健医療施設長に通知するものとする。
- 5 研究員の本学における研究場所、研究内容等については、学長が定める。

(研究期間)

第 4 条 研究期間は1年以内とし、受け入れを許可された年度を超えることはできない。

- 2 前項の研究期間は、前条の手続を経て1年ごとに更新することができる。ただし、このとき、前条第1項第2号から第4号および第2項の免許証(写)の書類の提出を要しない。

(研究員の研究の中断、変更の願い出)

第 5 条 研究員が研究を中断し、または研究期間等の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、学長に願い出なければならない。

(研究の中止)

第 6 条 学長は、研究員が研究を継続することが困難または不相当と認めるときは、研究の中止を命ずることがある。

### 第 3 章 研 修 員

(研修員の定義)

第 7 条 研修員とは、専門知識を有する者で、本学の附属保健医療施設において研修を行う者をいう。

(研修員に必要な資格)

第 8 条 研修員として受け入れることができる者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 医 師
- (2) はり師
- (3) きゅう師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 柔道整復師
- (7) 臨床検査技師
- (8) 看護師
- (9) その他附属保健医療施設長が認めた医療資格

(研修員の願い出・許可等)

第 9 条 研修員として願い出る者は、研修に先だって、次の書類を提出して学長及び附属保健医療施設長の許可を得なければならない。

- (1) 研修員申請書
  - (2) 履歴書(写真添付)
  - (3) 誓約書
  - (4) 本学教授の推薦書
  - (5) 前条各号に掲げるいずれかの免許証(写)
  - (6) 健康診断書
  - (7) その他学長が必要と認めた書類
- 2 臨床研修を行おうとする者は、前項各号の書類に加え、当該臨床研修に係る損害賠償責任保険加入者証(写)(以下「保険加入者証」という。)を提出しなければならない。これらの書類を提出するまでは、臨床研修における治療行為を行うことを許可しない。
  - 3 臨床研修を行う者の保険加入者証の保険期間が年度途中で終了した場合は、遅滞なく、残りの研修期間中有効な加入者証(写)を提出しなければならない。当該保険料にかかる費用は、研修員の自己負担とする。
  - 4 附属保健医療施設長は、保険に加入しない者の臨床研修における治療行為の中止を命ずることができる。
  - 5 附属保健医療施設長は、研修に先立ち、研修員指導教員(以下「指導教員」という。)を選考し、学長の許可を得るものとする。

(研修期間)

第10条 研修期間は、1年以内とし、受け入れを許可された年度を超えることはできない。

- 2 前項の研修期間は、前条の手続を経て1年ごとに更新することができる。ただし、このとき、すでに提出している第9条第1項第2号、第3号および第5号の書類の提出を要しない。

(研修員の研修の中断、変更の願い出)

第11条 研修員が研修を中断し、または研修期間その他の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、指導教員を経て、附属保健医療施設長に願い出なければならない。

- 2 附属保健医療施設長は、前項の願い出を承認したときは、学長に報告するものとする。

(研修の中止)

第12条 指導教員は、研修員が研修を継続することが困難または不相当と認めるときは、附属保健医療施設長に申し出なければならない。

- 2 附属保健医療施設長は、前項の申し出により、研修の中止を命ずることがある。
- 3 附属保健医療施設長は、前項の命令を行ったときは、学長に報告するものとする。

#### 第 4 章 研究・研修にかかる経費、登録料

(研究・研修費、滞在費等)

第13条 研究員・研修員は、無給とし、旅費、滞在費、宿泊費等はすべて本人が負担するものとする。

- 2 研究員の研究、研修員の研修に要する費用は、本人の負担とすることがある。

(登録料)

第14条 研究員・研修員は、当該研究・研修期間につき、5,000円の登録料を納めなければならない。

- 2 登録料は、研究・研修を開始するまでに納入しなければならない。
- 3 学長が特に必要と認めた場合は、登録料を免除することがある。
- 4 既納の登録料は返還しない。

## 第 5 章 研究員・研修員の本学施設の利用、身分等

(本学施設の利用)

第15条 研究員・研修員は、本学の図書館その他の必要な施設設備を利用することができる。

(研究員・研修員の身分の喪失)

第16条 研究員・研修員が次の各号の一に該当するときはその身分を失うものとする。

- (1) 研究・研修期間が満了したとき。
- (2) 本人から辞任の願い出があったとき。
- (3) その他研究員等として不適当と認められたとき。

(業務上の災害又は通勤による災害に対する補償)

第17条 研究員・研修員の業務上の災害または通勤による災害に対する補償は行わない。

## 第 6 章 雑 則

(規定の遵守)

第18条 研究員・研修員は、本規程およびその他、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(事務処理)

第19条 研究員に関する事務は教学部教務課が、研修員に関する事務は総務部附属保健医療施設事務室が行う。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年11月8日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和4年1月18日から施行する。